

青森県報

号外第三十三号

平成二十九年
三月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課)……………一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二
- 土砂災害警戒区域の指定……………三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………四
- 土砂災害警戒区域の指定……………五

告 示

青森県告示第二百四十八号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大沢田一号土砂災害警戒区域及び大沢田一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 下川原二号土砂災害警戒区域及び下川原二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 豊良二号土砂災害警戒区域及び豊良二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 豊良三号土砂災害警戒区域及び豊良三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 五 長下二号土砂災害警戒区域及び長下二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 六 西焼山沢土砂災害警戒区域及び西焼山沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 七 百目木沢土砂災害警戒区域及び百目木沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大沢田一号土砂災害警戒区域及び大沢田一号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 二 下川原二号土砂災害警戒区域及び下川原二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 三 豊良二号土砂災害警戒区域及び豊良二号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四 豊良三号土砂災害警戒区域及び豊良三号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 五 長下二号土砂災害警戒区域及び長下二号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 西焼山沢土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域
十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

二 百目木沢土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域
十和田市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

青森県告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 唐崎二号土砂災害警戒区域及び唐崎二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 玉清水土砂災害警戒区域及び玉清水土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 尾別三号土砂災害警戒区域及び尾別三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 浅井土砂災害警戒区域及び浅井土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 玉清水土砂災害警戒区域及び玉清水土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 二 浅井土砂災害警戒区域及び浅井土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 唐崎二号土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 二 尾別三号土砂災害警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭